

## 清瀬市市章・シンボルマーク使用許可基準

清瀬市の市章並びにシンボルマークの使用許可基準については、次の通りとする。

### 1. 許可の基準

下記①～③のいずれにも該当するか、④に該当するものであること。

- ① 政治または宗教活動を目的としないものであること。
- ② 営利または売名を目的としないものであること。
- ③ 公序良俗に反しないものであること。
- ④ その他、公益上特に支障が無いと市長が認めたもの。

### 2. 許可の対象

下記のいずれかに該当する団体等であること。

- ① 官公庁及び学校等教育機関
- ② 公益法人及びこれに準ずる団体
- ③ 市民生活の向上に貢献する活動を行う個人または市民活動団体
- ④ 活動拠点を市内に置き、構成員の半数以上が市民及び在勤・在学者で構成される文化・社会教育・スポーツ団体（野外活動や遠征の場合は除く）
- ⑤ その他、公益上特に支障が無いと市長が認めた活動を行う個人または団体

### 3. 許可の期間

事業で使用する場合は、許可した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは3か月を限度とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。また、旗・衣類等・印刷物に使用する場合は、1回の製作ごとに許可を要するものとする。

### 4. 許可事項の変更

使用許可した事業の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ることを許

可条件とし、変更の届け出があった場合は、改めて審査するものとする。

#### 5. 許可の取消

使用を許可された者が、次のいずれかに該当したときは、許可を取り消すものとする。

- ① 使用の許可を辞退した場合。
- ② 許可基準に反していると認められた場合。
- ③ 申請者または申請団体以外のものが使用した場合。
- ④ 申請内容に虚偽があることが判明した場合。